

実務経験証明書

長野県 林務部長様

下記の被証明者（申請者）の実務経験の内容は、以下のとおりであることを証明します。

(証明者) *1 会社又は事業所名

所在地

職 名

氏 名

連絡先 (TEL)

(証明日) 年 月 日

被証明者 (申請者) 氏名							
最終学歴 *2	学校名:	学科名:			卒業年月:		
所 属 (部課名)	在職期間中の森林整備業務の実務経験内容 *3						
	業務内容	工事(業務)名 工事(業務)箇所	事業費 (千円)	従事した立場・具体的な職務	従事期間	(A) 該当	実務経験 年月 *4
					～		・
					～		・
					～		・
					～		・
					～		・
					～		・
実務経験年数の合計							・
うち、「専門的な指導監督を含めた森林整備業務(平成13年長野県告示第139号第1に規定する森林整備業務の内、地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、除伐及び間伐の施業)について公的機関が発注する工事の経験年数の合計(A)							*5 ・

様式例

- *1 代表者又は事業所内において証明する権限を有する者が証明者となってください。また、複数の勤務先での経歴を実務経験とするためには、それぞれの勤務先からの証明が必要です。証明者が違う場合には、別様としてください。
なお、被証明者(申請者)が代表者又は個人事業主である場合、過去において個人で請け負った業務を証明する場合、過去勤務していた会社又は事業所が解散等して現在存在しない場合は、本人が証明者となってください。
- *2 「最終学歴」は原則的に記入不要ですが、この様式を要綱別表2-2及び2-3該当として新規に専門技術者の認定申請する際の「森林整備業務技術者名簿」の添付書類とするとき又は森林整備業務専門技術者資格試験実施要領第8を準用する認定申請書(様式7)の添付書類とするときのみ記入してください。
- *3 「専門的な指導監督を含めた森林整備業務について公的機関が発注する工事の経験」(A)を証明する場合には、従事した工事(業務)名、箇所、事業費を1件ずつ個別に記載し、「(A)該当」欄に○を記入してください。元請事業者から「下請負人通知書」が発注者に提出されている下請工事での経験も含めてかまいません。
その他の実務経験を証明する場合には、同一の業務内容ごとに連続した期間(最長1年)をまとめて記載してかまいません。その際、従事した工事(業務)名、箇所は○○工事ほか○件、事業費は合計を記載してください。
- *4 従事期間が重複していても、実務経験年月には重複してカウントできません。また、1月未満の日数は14捨15入してください。
- *5 この様式を要綱別表2-2の資格等欄に規定する「これに準ずる者」(森林整備業務入札参加資格審査事務処理要領第4第4項第2号)に該当として新規の専門技術者の認定申請に使用する際に、学歴等に応じ0~8年間必要となります。

(添付書類)

- 1 証明するすべての期間について雇用していたことを証明する書類(健康保険被保険者証、雇用保険被保険者被保険者通知書等の写し)を添付してください。
なお、本人が証明する期間については、森林整備業務を営業していたこと又は現在存在しない過去の勤務先から雇用されていたことを証明できる書類の添付が必要です。
- 2 「専門的な指導監督を含めた森林整備業務について公的機関が発注する工事の経験」(A)を証明する場合には、該当する工事に従事していたことを確認できる書類(現場組織表、工事日誌、現場代理人通知等の写し)を添付してください。なお、この確認書類は、1に記載した証明書類を兼ねることができます。
- 3 *2で「最終学歴」記入が必要な場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学又は森林法施行令に基き「農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定(昭和33年農林水産省告示第125号)」による農林水産大臣が指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で(A)に該当する実務経験年数の合計が6年に満たない者は、最終学校卒業証明書を添付してください。

((A)該当以外の森林整備業務の実務経験の例示)

- ・直営・請負の別及び請負の場合発注者の如何を問わず森林整備業務(地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業、簡易施設の設置及び素材の生産(立木の販売を除く。))に受注者又は事業主体側として施工(準備工、施工計画の作成、出来型測量等を含む)に従事した経験
 - ・発注者側における森林整備業務の現場監督、測量、設計の経験
 - ・設計者等における森林整備業務の測量、設計、施工監理の経験
 - ・国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期過程を含む。)その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育の経験
 - ・国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導(森林施業計画策定等を含む)の経験
- ★経理、庶務、契約等事務系の業務は森林整備業務の実務とはなりません。